

### (3) 移転価格税務調査での主な論点

#### ① 比較対象企業の妥当性

移転価格税制および税務調査対象企業のビジネスの理解不足などにより、会社の選定した比較対象企業に不備がある、もしくは税務担当官独自の比較対象企業データをもとに高い利益率を主張することがある。近年担当官の移転価格調査経験も増え、選定された利益率の低い比較対象企業が適切ではないとして否定する、利益率の高い企業の追加を主張する等のケースが増えている。

ローカルファイルの作成時において専門家が関与し、比較対象企業の選定プロセスを確認して適切に選定していることを主張することが必要である。

#### ② 移転価格外要因の妥当性

税務当局は、実際の利益率が独立企業間価格レンジを下回っている場合に、その差異が恣意的な移転価格要因であるとして、差異についてすべて課税とする主張をすることがある。また、移転価格外要因による利益率調整はベトナム移転価格法規制上認められていないとして、当該分析自体を認めない姿勢を持っている

担当官も多い。

移転価格外要因については、経営者による事業の理解に基づき、操業度の分析など利益率を押し下げている原因を可能な限り定量化して当局に粘り強く説明することで、低利益率が恣意的な移転価格要因以外であることを説明する必要がある。

### やさしい

冒頭にも記載したとおり、近年ベトナムでは税務調査の件数が増加、担当官の姿勢もより強硬になる傾向にある。また、税制が頻繁に改正され、

調査を担当する税務担当官もすべての法規制に精通していないことが多く、不合理な指摘や、税制を誤って適用・指摘するといったこともみられる。

法規制を十分把握しておらず、当局の指摘が不合理であるとわからな

い場合にはこうした指摘も受け入れてしまうことにもなりかねない。頻繁に改正される法規制を適切に理解し、事前に企業ごとの論点を把握しておくことが重要である点に留意する必要がある。

谷中 靖久(たになか・やすひさ)  
KPMG Limited(KPMGベトナム)  
ダイレクター 公認会計士  
2003年10月に朝日監査法人(現有限責任あずさ監査法人)東京事務所入所。  
日本国内において主にソフトウェアメーカー、製造業等の会計監査(米国会計基準および日本国会計基準)およびデューデリジェンス業務に従事。  
2011年7月よりKPMGハノイ事務所に赴任し、現地の日系企業に対する投資、会計・税務、法務、人事等のコンサルティングに従事。2018年8月からベトナム統括の役割を担う。

西井 康雄(にしい・よしお)  
KPMG Limited(KPMGベトナム)  
マネジャー 公認会計士  
2007年12月にあずさ監査法人(現有限責任あずさ監査法人)大阪事務所に入所。  
日本国内において、主に製薬メーカー・化学メーカー等の製造業、物流・倉庫業、小売業等の会計監査(日本国基準)に従事するとともに、IPO支援、M&A関連アドバイザリー業務に従事。  
2019年6月よりKPMGホーチミン事務所へ赴任し、現地の日系企業に対する投資、会計、税務、法務等のコンサルティングに従事。

## 第4章 財政規律維持のため強化されるマレーシアにおける税務調査の傾向と対策

KPMG PLT 公認会計士 渡辺 和哉

KPMG PLT 公認会計士 石渡 久剛  
KPMG PLT 公認会計士 望月 大輔

### 【10章のヒッセンス】

●マレーシアでは近年、移転価格にか

かる法令の拡充、ペナルティの強化が図られており、税務調査の主要な論点は移転価格となっている。

●マレーシアの移転価格税制はOECDに準拠したものであるが、実際の税務調査ではベンチマーキング